

鳥取砂丘こどもの国開園 50 周年記念イベント及び機運醸成イベント企画運営業務
公募型プロポーザル審査会運営要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、標記審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものである。

(組織)

第 2 条 審査会は、委員 5 人以内をもって組織する。

(審議する事項)

第 3 条 審査会は、鳥取県附属機関条例（平成 25 年鳥取県条例第 53 号）第 2 条第 3 項の規定に基づき設置されるものであり、鳥取砂丘こどもの国開園 50 周年記念イベント及び機運醸成イベント企画運営業務の受託者の選定等に関する事項について審議を行う。

(委員)

第 4 条 委員は、その審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、鳥取県知事が任命する。

2 委員の任期は、任命した日から令和 5 年 1 月 6 日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 審査会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 委員長が事故ある時、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審査会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 審査会の会議は、非公開とする。

3 審査会は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ会議をひらくことができない。

4 審査会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 審査会は WEB 等による開催も可とする。

(庶務)

第 7 条 審査会の庶務は、鳥取県子育て・人財局子育て王国課において処理する。

(雑則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 12 月 9 日から施行する。